

尾花沢市持続可能な観光計画策定支援業務委託に関する質問とその回答

回答日 令和6年7月10日

No.1	(質問項目) 提出書類の様式について
	様式1 企画提案参加願の1責任者職・氏名については、業務を管理する立場の者「業務責任者」を記載するという認識でよろしいでしょうか。
	(回答) ご認識のとおりです。

No.2	(質問項目) 提出書類の様式について
	様式2 誓約書については、様式1 企画参加願の提出元(委任先)の代表者での提出でよろしいでしょうか。
	(回答) ご認識のとおりです。 (様式1の提出元が支社(または支店)となる場合は、様式2についても同様です。)

No.3	(質問項目) 仕様書「3. 業務の目的」について
	仕様書の業務目的に「計画の対象範囲は銀山地区から市街地エリアを想定」とありますが、市街地エリアの具体的な範囲が図示されているものがあれば、ご教示いただくことは可能でしょうか。また、計画対象範囲を市域全域でなく、銀山地区から市街地エリアとした理由があればご教授ください。
	(回答) 市街地エリアの具体的な範囲については、「第2次尾花沢市都市計画マスタープラン」をご参照ください。 計画対象範囲が市域全域でない理由については、計画策定の第一義的な目的を「銀山温泉におけるオーバーツーリズム対策の方針を示すこと」としているためです。その上で、第7次尾花沢市総合振興計画に掲げている目標の達成(課題の解決)に資する計画とするため、計画対象範囲を「銀山地区から市街地エリア」と想定しています。

No.4	(質問項目) 仕様書「4. 業務の内容」について
	ワークショップの実施に係る参加住民募集は、発注者側で実施いただけるとの認識でよろしいでしょうか。また、ワークショップ、協議会等の会場は、市の施設を活用することは可能でしょうか。
	(回答) ワークショップを実施する場合においては、参加者募集を発注者側で行うことを想定しています。(“場合においては”とした理由は、効果的な協議の場のあり方を含めて提案していただきたいと考えているためです。)受託者側へは募集に必要な業務(チラシ作成等)の伴走支援を求めます。 協議の場の会場は、市の施設を利用することが可能です。

	(質問項目) 仕様書「5. 成果品」について
	成果品の一つである持続可能な観光計画書は、4. (5)における「将来展開を見据えた3カ年程度の計画(素案)」を製本する認識でよろしいでしょうか。加えて、素案の計画書は、各種イラスト等を使用したデザイン校正が必要でしょうか。
No.5	(回答) 「持続可能な観光計画書」は、計画(素案)ではありません。協議の場での議論等を経て、計画(素案)がブラッシュアップされていくことを想定しており、その結果完成した計画書を成果品とします。 「持続可能な観光計画書」は、現時点ではデザイン校正は想定していませんが、提案者の経験等を生かした企画提案を期待しています。ただし、提案内容に係るすべての費用を積算した上で経費見積書(様式6)を作成し、受託した場合には、提案内容の遂行に努めてください。